

産業成長応援間接補助者補助金 〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年7月鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年7月鳥取県規則第6号。以下「規則」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に基づき、産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ〉及び産業成長応援間接補助者補助金〈生産性向上挑戦ステージ〉（以下「本補助金」という。）の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、商工団体（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める県内の商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。以下同じ。）が、産業成長事業認定要領（令和元年7月4日第201900125836号、商工労働部長通知）に基づく事業者の「産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉」又は「産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉」に係る事業を支援することにより、県内産業の成長を応援し、もって県内経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について、商工団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業については別表1の第3欄に掲げる補助対象経費の額から同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額、間接補助事業については別表2の第3欄に掲げる間接補助対象経費に同表第4欄に定める間接補助率を乗じて得た額以下とする。この場合においては、仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。
 - 3 補助事業及び間接補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率又は間接補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 商工団体は、第3条第1項に規定する間接補助事業の実施に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる交付規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 商工団体が行う補助事業に係る重要な変更又は間接補助事業に係る重要な変更
- (2) 商工団体が行う補助事業又は間接補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 商工団体は、第6条の規定により付した交付規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、交付規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の重要な変更
- (2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 商工団体は、第6条の規定により付した交付規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 交付規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日及び間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 交付規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 商工団体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費又は間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 商工団体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績

報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告の時期等）

第11条 交付規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）について、翌年度の4月20日までに、様式第5号により行わなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 商工団体は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第14条 商工団体は、第6条の規定により付した交付規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 商工団体は、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 商工団体は、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産とする。

（雑則）

第15条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

別表1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率等
産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ〉運営事業	商工団体	事務費 ※ 補助対象経費の積算は、次のとおりとする。 補助対象経費 = 交付決定1件当たりの事務費×間接補助事業交付決定件数 交付決定1件当たりの事務費：上限30,000円	10分の10
産業成長応援間接補助者補助金〈生産性向上挑戦ステージ〉運営事業	商工団体	事務費 ※ 補助対象経費の積算は、次のとおりとする。 補助対象経費 = 交付決定1件当たりの事務費×間接補助事業交付決定件数 交付決定1件当たりの事務費：上限30,000円	10分の10

別表2（第3条、第7条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費		4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 間接交付主体に交付する補助金の条件等
		区分	内容				
産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ〉事業	商工団体	事業費	補助金の原資	10分の10	事業者	別表2-1に記載のとおり	
産業成長応援間接補助者補助金〈生産性向上挑戦ステージ〉事業	商工団体	事業費	補助金の原資	10分の10	事業者	別表2-2に記載のとおり	

別表 2-1 (間接交付主体に交付する補助金の条件等 (産業成長応援間接補助者補助金 (小規模事業者挑戦ステージ) 事業))

対象者	商工団体の支援を受けて産業成長事業 (小規模事業者挑戦ステージ) の認定を受けた事業者
補助率	対象経費の2分の1
対象経費	次のいずれかに該当する経費 (※)。詳細は別紙1に記載のとおり。 (1) 新商品 (役務) 開発等支援事業: F S 調査費、新商品 (役務) 開発費、人材育成費、販路開拓費 (2) 設備投資支援事業: 設備導入費
補助金額	上限2,000千円 (千円未満は切り捨てる。)
補助期間	最長24 カ月 (ただし、産業成長事業 (小規模事業者挑戦ステージ) の期間を超えることはできない。)
利用回数	対象者に付き2回を限度とする。 (ただし設備投資支援事業は1回のみ)

※間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費については県内事業者が実施したものに限る。

ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。

別表 2-2 (間接交付主体に交付する補助金の条件等 (産業成長応援間接補助者補助金 (生産性向上挑戦ステージ) 事業))

対象者	商工団体の支援を受けて産業成長事業 (生産性向上挑戦ステージ) の認定を受けた事業者
補助率	対象経費の2分の1 ただし、間接交付主体が組合又は任意グループの場合は3分の2とする。 「組合」とは、中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号。以下「強化法」という。) 第2条第1項又は同条第5項に定めるものをいう。 「任意グループ」とは、組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり、組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は強化法第2条第5項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。
対象経費	次のいずれかに該当する経費 (※)。詳細は別紙2に記載のとおり。 (1) 経営力強化支援事業: 経営基盤整備費、商品 (役務) 開発費、人材育成費、販路開拓費 (2) 設備投資支援事業: 設備導入費
補助金額	上限5,000千円 (千円未満切り捨て)
補助期間	最長24 カ月
利用回数	産業成長事業 (生産性向上挑戦ステージ) の計画期間内に1回を限度とする。

※間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費については県内事業者が実施したものに限る。

ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。

別紙1（対象経費の詳細（産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ〉事業））

（1）新商品（役務）開発等支援事業

事業区分	費目	内容
F S 調査費	マーケティング 戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、 プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品 （役務） 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・ プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング 等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当 該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権 導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材 育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路 開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂 または広告掲載に要する経費
（共通 経費）	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経 費
	雑費	事業実施にあたり付随的に支出する、印刷製本費、資料購入費、 通信費、運賃、事務用消耗品費、雑役務費等

（2）設備投資支援事業

事業区分	費目	内容
設備 導入費	設備 導入費	産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉の実施に必要な建 物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所 への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等） ※事業規模下限は500千円とする。 ※貸付のために導入する設備は対象外とする。

別紙2（対象経費の詳細（産業成長応援間接補助者補助金〈生産性向上挑戦ステージ〉事業））

（1）経営力強化支援事業

事業区分	費目	内容
経営基盤整備費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
	専門人材活用費	外部専門家を顧問契約や委託契約等により活用し、経営力強化又は生産性向上（働き方改革）に資する助言（プロセス改善、販路開拓、社内人材育成等）を依頼する経費
商品（役務）開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門業者等に委託するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
（共通経費）	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
	雑費	事業実施にあたり付随的に支出する、印刷製本費、資料購入費、通信費、運賃、事務用消耗品費、雑役務費等

（2）設備投資支援事業

事業区分	費目	内容
設備導入費	設備導入費	<p>産業成長事業〈生産性向上挑戦ステージ〉の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入費用、リース費用等）</p> <p>※建物は働き方改革の取組のみ対象とする。 （ただし、既存施設の改修のみが対象であり、新築は対象外）</p> <p>※事業規模下限は500千円とする。</p> <p>※中古品の設備は対象外とする。</p> <p>※貸付のために導入する設備は対象外とする。</p>

様式第1号（第4条、第10条、第11条関係）

年度産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉
計画（報告）書

担当者名 :

電話・FAX :

e-mail :

1 事務費 :

産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉運営事業

(1) 事業（実施）内容

(2) 事業日程

(3) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

2 事業費 :

産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉事業

(1) 事業（実施）内容

(2) 事業日程

(3) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第10条、第11条関係）

年度産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉
収支予算（決算）書

（単位：件、円）

項目	予算（決算）額	備考（積算根拠等）
交付決定件数	件	
事務費	円	
事業費	円	
合計	円	

※第10条及び第11条第1項により事業費の実績を報告する場合は、別紙として添付すること。

別紙

産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ〉交付状況一覧表（ 年度交付決定分）

（単位：千円）

NO.	企業名	事業 計画名	補助事業 実施期間	交付 決定額(A)	補助金確定額(B)			差引 (A)-(B)	備考
					○年度 確定分	○年度 確定分	○年度 確定分		
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
合計									


別紙

産業成長応援間接補助者補助金〈生産性向上挑戦ステージ〉交付状況一覧表（ 年度交付決定分）

（単位：千円）

NO.	企業名	事業 計画名	補助事業 実施期間	交付 決定額(A)	補助金確定額(B)			差引 (A)-(B)	備考
					○年度 確定分	○年度 確定分	○年度 確定分		
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
			～						
合計									

様

鳥取県知事 

年度産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
〔うち事務費〕	金	円
〔事業費〕	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費並びに間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合には、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費及び間接補助対象経費の実績額について、産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉交付要綱（令和元年7月4日付第201900125440号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業及び間接補助事業の遂行等に当たっては、条例、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 委託にかかる経費に関する取り扱い

間接補助事業に関する補助対象経費のうち委託費については県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

年度仕入控除税額確定報告書

産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉交付要綱
第10条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の確定額及び補助対象経費の額 | | |
| | (1) 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（要綱第10条第4項の規定による加算をしなかったときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合） | | |
| | $(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ | 金 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

年度産業成長応援間接補助者補助金〈小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ〉進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る産業成長応援間接補助者補助金の 年度の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

補助金等の名称		
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
〇〇年度までの実績	円	円
〇〇年度における実績	円	円
〇〇年度以降の実施予定	円	円

添付書類：様式第1号の事業報告書及び様式第2号の収支決算書